

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	株式会社ジャストシステム
【英訳名】	JUSTSYSTEMS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福良 伴昭
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地 4 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 6丁目 8番地 1号 住友不動産新宿オークタワー
【電話番号】	03(5324)7900(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室経理グループ 原 敏文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第34回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容
(会社提案)

第1号議案 定款一部変更の件
別紙1の通り定款を変更する。

第2号議案 取締役6名選任の件
取締役として、福良伴昭、内藤興人、出野朋英、三木雅之、関灘恭太郎、山神理を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	413,065	7,065	37	96.90	可決
第2号議案					
福良 伴昭	392,434	27,745	37	92.06	可決
内藤 興人	414,738	5,441	37	97.29	可決
出野 朋英	414,897	5,282	37	97.33	可決
三木 雅之	414,896	5,283	37	97.33	可決
関灘 恭太郎	414,894	5,285	37	97.33	可決
山神 理	415,868	4,311	37	97.56	可決

(注) 決議内容が可決されるための要件は次のとおりです。

- 第1号議案は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- 第2号議案は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が終了したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上

(別紙1)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (8) <u>事務用品の仕入・販売</u> (9) 労働者派遣事業 (10) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (11) (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>物品の製造、仕入、販売、賃貸及び輸出入業務</u> (9) <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u> (10) (現行どおり) (11) <u>古物の売買、仲介及び受委託販売</u> (12) <u>広告業及び広告代理業務</u> (13) <u>市場調査及びマーケティングに関する業務</u> (14) <u>通信教育事業</u> (15) (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第34条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(監査役責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>